

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市 |

 介護保険担当主管部（局） 御中

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 市町村 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における令和5年度の新型コロナワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年度における新型コロナワクチンの接種対象者等について、令和5年3月7日に開催された第45回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において了承され、必要な法令改正等を進めているところです。つきましては、高齢者施設等の入所者等の接種に係る内容を下記のとおりお知らせします。希望する入所者等に接種が行われるよう、衛生主管部局と介護保険担当主管部局の連携のうえご対応をお願いいたします。

記

1. 新型コロナワクチン接種の方針について

(1) 接種のスケジュール及び対象者について

令和5年度の接種については、追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬(9月から12月)にかけて1回追加接種を行うこととする。また、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者等については、春から夏(5月から8月)にかけて前倒してさらに1回追加接種を行うこととする。

① 令和5年春夏の追加接種について

春夏の接種(以下「令和5年春開始接種」という。)は、5月8日から開始することとし、これに伴い、12歳以上の者に対する令和4年秋開始接種(令和4年9月20日に開始した追加接種)は、5月7日をもって終了することとする。また、令和5年春開始接種は、秋冬の接種の開始の際(具体的な開始期日については今後お示しする予定)に終了することを予定している。

令和5年春開始接種の対象者については、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い 65 歳以上の高齢者及び5歳以上の者のうち、基礎疾患を有する者(※)その他重症化リスクが高いと医師が認めるものとするともに、第二期追加接種(従来ワクチンの4回目接種)の際と同様、重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者にも接種機会を提供する。

なお、令和5年春開始接種は5月から8月にかけて実施することとなるが、各ワクチンについては、薬事上規定される接種間隔(最終接種から少なくとも3か月)を空けて実施する必要があることに留意すること。

使用するワクチンについては、現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本とする。その際、何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない方の選択肢を確保するため、組換えタンパクワクチン等も使用可能とする。

(※) 18 歳以上の方の場合の基礎疾患の具体的な内容としては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(16 版)」第2章2(2)アの表1に列挙するものが想定されるため、同表を参照すること。

② 令和5年秋冬の追加接種について

追加接種可能な全ての年齢の者を対象とする。

使用するワクチンについては、令和5年度の早期に結論を得るよう、今後検討を進める。

(2) 公的関与規定の適用について

令和5年春開始接種以降の接種については、初回接種を完了した 65 歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第8条(接種勧奨)及び第9条(努力義務)の規定の適用を除外する。

(3) その他

① 初回接種の実施について

特例臨時接種の実施期間である令和5年度の1年間は、引き続き、生後6か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施することとする。

② 第一期追加接種及び第二期追加接種の実施について

第一期追加接種(従来ワクチンの3回目接種)及び第二期追加接種(従来ワクチンの4回目接種)については、令和5年3月 31 日をもって終了した。

(参考)これまで全ての新型コロナワクチンの接種を受けてきた高齢者の方の場合、その多くが計5回接種を行っていると考えられる。

(例:5回接種済の方の場合)

- ・1・2回目の接種…「初回接種」(従来ワクチンによる接種)
- ・3回目の接種…「第一期追加接種」(従来ワクチンによる接種)
- ・4回目の接種…「第二期追加接種」(従来ワクチンによる接種)

・5回目の接種…「令和4年秋開始接種」(オミクロン株対応2価ワクチンによる接種)

(注)3回目又は4回目の接種が令和4年秋開始接種(オミクロン株対応2価ワクチンによる接種)であった場合は、3回又は4回のみ接種済である(令和5年春開始接種が開始するまでは、オミクロン株対応2価ワクチンによる接種は1人1回)。

その他、接種の方針については、令和5年3月7日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室付け事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について(その4)」を参照すること。

2. 高齢者施設等での接種体制の構築について

各市町村においては、管内の高齢者施設等に対して速やかに令和5年春開始接種について案内を行い、令和5年春開始接種の開始までに高齢者施設等の入所者等に対する接種体制を構築し、各施設の課題に応じて支援を行うこと。また、都道府県は、こうした市町村の取組について広域的な支援をされたい。

3. 自治体における進捗管理等について

各市町村においては、管内の高齢者施設等と密接に連携し、接種の進捗状況を把握し、希望する入所者等が接種を受けられるよう、施設の取組の進捗を管理されたい。都道府県は、管内市町村の取組について把握し、都道府県全体の高齢者施設等での接種の進捗管理をされたい。

(参考1)「今後の新型コロナワクチン接種について(その4)」(令和5年3月7日付厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001068073.pdf>



(参考2)「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について」(令和5年3月8日厚生労働省発健0308第15号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001069171.pdf>



(参考3)「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(第16版)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001025483.pdf>



以上